

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
宮 城 県 公 報  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

宮城県教育委員会

## 目 次

ページ

## 教育委員会

○宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部を改正する規則	一
○宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	一
○宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	二
○教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	二
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	二
○教育財産管理規則の一部を改正する規則	三
○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	六
○県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	六
○県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則	六
○宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	六
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	八
○宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	八
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	八
○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	九
○教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令	九
○平成十四年宮城県教育委員会告示第一号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員指定）の一部改正	九

## 教育委員会

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

## ○宮城県教育委員会規則第六号

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則（昭和二十三年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## （経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則第六条の規定は適用せず、改正前の宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則第六条の規定は、なおその効力を有する。

宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

## ○宮城県教育委員会規則第七号

宮城県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会公告式規則（昭和二十六年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

## （経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合における改正後の第一条の規定の適用については、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第二項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）」とする。

第十四条第二項」とする。

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会会議規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第八条第一項中、「委員」を「教育長又は委員」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条第二項中「委員の」を削る。

第十二条中「出席委員」を「出席者」に改める。

第十五条中「委員が」を削り、「とき」を「者」に改める。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項中「各委員」を「出席者」に改め、同条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とする。

第二十三条中「委員」を「出席者」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四条を第二十三條とし、第二十五条を第二十四條とし、第二十六条を第二十五條とする。

第二十七条第二号を次のように改め、同条を第二十六條とする。

二 教育長及び委員の氏名及び出欠状況

第二十八条に次の項を加え、同条を第二十七條とし、第二十九条から第三十二條までを一条ずつ繰り上げる。

4 承認された会議録は、これを公表しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の宮城県教育委員会会議規則の規定は適用せず、

改正前の宮城県教育委員会会議規則（以下、「旧規則」という。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、旧規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律百六十二号）」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）」による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律百六十二号）」とする。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第九号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第一項第五号中「前条第一項第十一号」を「前条第一項第十号」に改め、同項第九号中「前条第一項第二十号」を「前条第一項第十九号」に改め、同項第十号中「前条第一項第二十一号」を「前条第一項第二十号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は適用せず、改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は、なおその効力を有する。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則  
宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第十八条」を「第十七条」に改める。  
第七条中「スポーツ健康課」の下に「全国高校総体推進室」を、「生涯学習課」の下に「全国高校総合文化祭推進室」を加える。  
第十三条の五を第十三条の七とし、同条の前に次の一条を加える。

（全国高校総合文化祭推進室）

第十三条の六 全国高校総合文化祭推進室の分掌事務は、次のとおりとする。  
全国高等学校総合文化祭の開催に関すること。

第十三条の四を第十三条の五とし、第十三条の三の次に次の一条を加える。

（全国高校総体推進室）

第十三条の四 全国高校総体推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。

第十五条の二第一項中「処理する」を「処理し、全国高校総体推進室の庶務は、スポーツ健康課において処理し、全国高校総合文化祭推進室の庶務は、生涯学習課において処理する」に改め、同条第二項中「及び義務教育課」を「義務教育課、スポーツ健康課及び生涯学習課」に、「第十三条の五」を「第十三条の七」に改め、同条第三項中「又は義務教育課」を「義務教育課の課長、スポーツ健康課の課長又は生涯学習課」に、「又は特別支援教育室」を「特別支援教育室の室長、全国高校総体推進室の室長又は全国高校総合文化祭推進室」に改める。  
第十六条第四項を削る。

第二十六条の表中

宮城県登米高等学校	登米市を
宮城県上沼高等学校	
宮城県米谷工業高等学校	

宮城県登米高等学校	登米市に改める。
宮城県登米総合産業高等学校	

別表第二第一号の表中

宮城県教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第九條の規定による義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関すること。	義務教育課
---------------	---	-------

に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の宮城県教育委員会行政組織規則第三条及び第十六条の規定は適用せず、改正前の宮城県教育委員会行政組織規則第三条及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。

教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十一号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和五十五年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「第二十三条第二号」を「第二十一条第二号」に改める。  
様式第二号から様式第五号までを次のように改める。

様式第2号 (第8条関係)

教育財産使用許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長  
殿  
教育機関の長

申請人住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

連帯保証人住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

印

下記のとおり教育財産の使用許可を得たいので必要書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用希望期間

備考

- 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し
  - (2) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
  - (3) その他教育長又は教育機関の長が必要とする書類
- 2 申請人が個人である場合においては、本人確認を行うため、申請人の運転免許証または申請人が本人であることを確認するに足りる書類等を持参すること。
- 3 使用期間の満了後、引き続き従前の使用許可の内容と同一の内容で使用許可を受けようとする場合には、1(1)に掲げる書類の添付又は2に規定する書類の持参を省略することができる。

様式第3号 (第11条関係)

教育財産使用料減免申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長  
殿  
教育機関の長

申請人住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

連帯保証人住所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

印

下記のとおり教育財産使用料の減免を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用希望期間
- 6 減免申請の理由

様式第 4号 (第15条関係)

教育財産現状変更承認申請書

宮城県教育委員会教育長  
教 育 機 関 の 長 殿

年 月 日

申 請 人 住 所  
(ふりがな)  
氏名又は名称  
住 所  
(ふりがな)  
氏名又は名称  
連帯保証人  
住 所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

印

教育財産を下記のとおり現状変更したいので、承認願います。

記

- 1 使用許可物件の所在地、種類、面積又は数量
- 2 使用許可年月日
- 3 現状変更を必要とする理由
- 4 変更の概要

添付書類 施工図面、仕様書等変更内容を証する書類

様式第 5号 (第17条関係)

り 災 等 届

宮城県教育委員会教育長  
教 育 機 関 の 長 殿

年 月 日

申 請 人 住 所  
(ふりがな)  
氏名又は名称  
住 所  
(ふりがな)  
氏名又は名称  
連帯保証人  
住 所  
(ふりがな)  
氏名又は名称

印

教育財産が下記のとおり減失（毀損）したのでお届けします。

記

- 1 使用許可物件の所在地、種類、面積又は数量
- 2 使用許可年月日
- 3 減失（毀損）事由発生年月日
- 4 減失（毀損）の原因
- 5 減失（毀損）の程度
- 6 損害見積額

添付書類 現状写真等

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十二号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表宮城県立拓桃支援学校の項中

肢体不自由者に対する教育

を

「肢体不自由者及び病弱者に対する教育」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十三号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七第三項中「校長の推薦により、教育委員会が委嘱する」を「校長が委嘱し、教育委員会に報告しなければならない」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

○宮城県教育委員会規則第十四号

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四の項中「又は第六号」を削り、同表六の項中「第一期分の授業料又は当該年度の」を削り、「三月」を「六月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

教 育 長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会公印規程（昭和三十五年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項第一号中「、委員長印、委員長職務代行委員印」を削り、「教育長印」の下に「、教育長職務代行委員印」を加える。

別表第二号の表中

委員長	一般縦書文書	方二八	宮 城 県 教 育 委 員 会 委 員 長 印	総務課長
	用			

印 教育長	印 教育長	印 行委員 職務代 委員長	印
用 一般縦書文書	用 一般縦書文書	用 一般横書文書	用 一般横書文書
方 二八	方 二八	方 二八	方 二八
宮 城 県 教 育 委 員 会 印 教 育 長 印	宮 城 県 教 育 委 員 会 印 教 育 長 印	宮 城 県 教 育 委 員 会 職 務 代 行 委 員 印 宮 城 県 教 育 委 員 会 職 務 代 行 委 員 印	宮 城 県 教 育 委 員 会 印 宮 城 県 教 育 委 員 会 印
総務課長	総務課長	総務課長	総務課長

に、

を

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二條第一項の場合においては、改正後の宮城県教育委員会公印規程第五條及び別表第二号の規定は適用せず、改正前の宮城県教育委員会公印規程第五條及び別表第二号の規定は、なおそ

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
（経過措置）

印 行委員 職務代 教育長	印 行委員 職務代 教育長
用 一般横書文書	用 一般縦書文書
方 二八	方 二八
宮 城 県 教 育 委 員 会 職 務 代 行 委 員 印 宮 城 県 教 育 委 員 会 職 務 代 行 委 員 印	宮 城 県 教 育 委 員 会 印 宮 城 県 教 育 委 員 会 印
総務課長	総務課長

に改める。

を

の効力を有する。

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第四号中「及び8」を「8及び10」に、「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、9の次に次のように加える。

10 申出の受理及び調査

教育次長  
又は課長

別表第一第四号の表第二号6及び7中「及び教育に関する兼業等の承認」を「教育に関する兼業等の承認及び報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することの承認」に改める。

別表第一第六号の表第二号10を11とし、9の次に次のように加える。

10 学校評議員の任免の報告の受理

室 長

別表第一第六号の表第八号を削る。  
別表第一第七号の表第二号10を11とし、9の次に次のように加える。

10 学校評議員の任免の報告の受理

課 長

別表第一第七号の表中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。  
別表第二第一号の表第一号14及び15中「及び教育に関する兼業等の承認」を「教育に関する兼業等の承認及び報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することの承認」に改める。

別表第二第二号の表第三号を次のように改める。

三 市町村立小学校及び中学校の臨時的任用教育職員の配当及び任免に関する事務

所 長

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令

宮城県教育庁本庁文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第九条第二項第二号中

「ス第 号 スポーツ健康課」を

「ス第 号 スポーツ健康課  
総体第 号 全国高校総体推進室」に、

「生第 号 生涯学習課」を

「生第 号 生涯学習課  
総文第 号 全国高校総合文化祭推進室」に改める。

第二十一条第二項及び第三項中「第六条第六号」を「第六条第四号」に改める。

第二十九条第一項第一号中「又は委員長名」を削る。

附 則

1 (施行期日)

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二條第一項の場合においては、改正後の宮城県教育庁本庁文書規程第八條及び第二十九條の規定は適用せず、改正前の宮城県教育庁本庁文書規程第八條及び第二十九條の規定は、なおその効力を有する。

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。



別表中 「宮城県上沼高等学校 上高  
宮城県米山高等学校 米高  
宮城県米谷工業高等学校 米工」 を「宮城県登米総合産業高等学校 登総」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教 育 長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成二十七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第二十五条第四項」に改める。

別表の二の項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第二十七条の七の規定による学校評議員の委嘱

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合における改正後の第一条の規定の適用については、同条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十五条第四項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条第三項」とする。

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県教育委員会

教 育 長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する訓令

教科用図書選定審議会規程（昭和三十一年宮城県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第八号

平成十四年宮城県教育委員会告示第一号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）」に改める。